

勝央町 高齢者虐待対応フローチャート

・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者（高齢者、施設職員等）
 ・虐待を受けた高齢者本人
 ・虐待をした人

通報・相談

勝央町地域包括支援センター（高齢者虐待対応窓口）に相談
 ※虐待対応が必要かどうかの判断を行う
 ※緊急対応の必要性の予測

【必要ない場合】

- ・総合相談対応
- ・包括的、継続的ケアマネジメント
- ・権利擁護対応

必要と判断

※内容に即した人員を直ちに招集

第1次ケース検討会議（コアメンバー会議）
【緊急性の判断】
 〈メンバー〉
 包括3職種（主任ケアマネージャ、社会福祉士、保健師）、総括、参事、介護保険係職員等
 ○緊急性の判断、立ち入り調査の必要性の判断、高齢者の安全確認方法、関係者等への確認事項整理、担当者決定等
 ○「いつまでに」「誰が」「何をするのか」の決定
 ○関係機関等からの情報収集（ケアマネ等）

【必要ない場合】

- ・総合相談対応
- ・包括的、継続的ケアマネジメント
- ・権利擁護対応

高齢者の安全確認・事実確認
 ・関係機関等からの情報収集
 ・訪問調査による高齢者、養護者等の状況把握

【立ち入り調査】

- ・警察への援助要請（必要に応じて）
- ・高齢者の安全確保
- ・養護者等の状況把握
- ・緊急性の判断→入院、一時保護

※事実確認後、速やかに招集

個別ケース会議の開催【事例分析・援助方針の決定】
 ○コアメンバー、事例対応メンバー
 （援助方針、支援内容、各機関の役割、主担当者、責任者、連絡体制等を決定（「いつまでに」「誰が」「何を」を明確化）

緊急性を要する場合	既存の枠組みで対応が可能と判断された場合
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用 ・老人福祉法の措置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した見守りと予防的な支援 ・ケアプランの見直し ・社会資源の活用による支援 ・介護技術等の情報提供 ・問題に応じた専門機関による支援 等

【援助困難事例】

美作市権利擁護センター事例検討会にかける
 ※専門家のアドバイスを受ける

関係機関・関係者による援助の実施

定期的な訪問等によるモニタリング

ケース会議による評価～援助方針、内容、各機関の役割の再検討（会議録、決定内容等の作成、責任の確認）

援助の終結